

# 県立長野図書館資料収集方針

## I 目的

図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の定めるところにより、県立長野図書館の図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関し、必要な事項を定める。

## II 基本方針

県立長野図書館は、自ら定めるミッション及びビジョンに照らし、市町村立図書館・学校図書館等との連携と情報技術の活用を含めたあらゆる機会を通じて将来にわたって体系的に情報資源を提供するため、次に掲げる事項に留意して資料の収集に努める。

### 1 収集の範囲

- (1) 特定の分野、水準に偏ることなく幅広く収集し、県民の知的創造の基盤としての機能を果たすことのできるよう、重要な資料の欠落がないよう努める。
- (2) 県民の調査・研究活動の高度化や利用形態の多様化に対応できる資料を収集する。
- (3) 様々な媒体や県内図書館等からの情報をもとに、郷土資料は網羅的な収集に努める。
- (4) 資料の形態は図書、逐次刊行物、パンフレット、写真、地図等の印刷・手稿資料、視聴覚資料、電子出版物、オンラインデータベース等とし、今後の新しい形態の資料の収集にも柔軟に対応する。
- (5) 障がいの有無にかかわらず多様な情報へのアクセスが保障できるよう、媒体に関わらず資料の研究、収集をおこなう。
- (6) 児童に対しては単に知識の充足や楽しみとしての読書に資するだけでなく、多様な体験を通じた知識の獲得に通じる資料の収集に努める。
- (7) 社会情勢、利用の傾向、県の上位計画、予算等を反映させるため、毎年度当初にその年度の重点方針を定める。

### 2 資料収集の公正

国民の知る自由を保障する図書館の任務を確認した「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会）の精神に基づいて、資料収集の自由を実践するため、次のことを尊重して収集を行う。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制をしない。

なお、図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

公正を維持し、資料を適切、かつ効率的に選定するための基準は別に定める。

### Ⅲ 収集方法

資料の収集方法は、購入によるほか、寄贈、配布、交換、複製等によるものとし、購入については古書の流通状況も調査する。

### Ⅳ 収集点数

原則として、収集点数は1部とする。ただし、保存や利便性の観点から必要に応じて複数の資料を収集することができるものとする。また、郷土資料のうち図書(及び図書に準ずるもの)は、保存の観点から複数冊収集することができるものとする。

#### 附 則

##### 1 施行期日

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。